

お知らせ版

No.1253

就学援助制度について

※申請・お問い合わせ先
教育課学校教育G (中央公民館内)
 ☎662・5484

●対象 中山町に住所を有しており、かつ、中山町立の小中学校に在学している児童生徒の保護者等で、生活保護を受給中の方または、生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方

●援助されるもの 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、給食費、その他就学に係る経費等

●申請方法 3月31日(木)までに関係書類を添付して申請してください。申請書は、町内の小中学校、中央公民館で交付しています。

社会福祉協議会 事務所を移転します

※お問い合わせ先

社会福祉協議会(保健福祉センター内)
 ☎662・4361

4月1日付けで移転します。
 ●移転先 保健福祉センター2階「高齢者生きがいルーム」※お身体の不自由な方はエレベーター利用可。
 FAX 662・5345 ※電話番号は変わりません。



～春は異動の季節です～ 国民健康保険の加入・脱退、 学保険証の手続きをお忘れなく!

☆国民健康保険(国保)の加入・脱退届出は、異動のあった日から14日以内をお願いします。
 ☆届出にはマイナンバー(個人番号)の記載および本人確認が必要なため、**マイナンバーカード**または**マイナンバー通知カード**と**運転免許証等の本人確認書類**をお持ちください。

国民健康保険に加入するとき

- 退職等によってご加入の医療保険を脱退したとき(切れ目なく他の医療保険に加入した場合を除く)
- 前住所地で市町村の国保に加入していた方が中山町へ転入したとき[届出に必要なもの]
 - ・ 社会保険資格喪失連絡票(退職した事業所で発行)
 - ・ 世帯主の印かん
 ※60歳未満の方は、併せて国民年金加入手続きを行いますので、年金手帳もお持ちください。

国民健康保険から脱退するとき

- 就職やご家族の被扶養者になるなどして勤務先から医療保険証の交付を受けたとき
- 町から転出するとき(下記「学保険証の手続き」もご確認ください)[届出に必要なもの]
 - ・ 新たに発行された医療保険証(全員分)
 - ・ 国保の保険証(脱退する方全員分)
 - ・ 世帯主の印かん
 ※国保加入者が75歳になり、後期高齢者医療に加入した場合は国保脱退の届出は必要ありません。

学保険証の手続き

大学等修学のために国保加入者である家族と住所を別にする方は、特例で中山町の国保に加入することになります。学保険証を交付しますので、届出を行ってください。また、現在学保険証をお持ちの方も、更新あるいは非該当の届出が必要です。

- 新たに学生として町外に住所を移転する場合(学該当届)
- 進級等により4月以降も引き続き在学中の場合(学該当届)
- 卒業した場合(学非該当届)

[届出に必要なもの]

- ・ 在学証明書または学生証の写し(非該当届出時は不要)
- ・ 国保の保険証 ・ 町内世帯主の印かん

※対象者の現住所および在学する学校の名称・所在地を控えてきてください。

※届出・お問い合わせ先
住民税務課住民G(役場1階③番窓口) ☎662-2113

狂犬病予防接種をお忘れなく

※お問い合わせ先
住民税務課住民G

☎662・2113

- 期日 4月10日(日)
- 場所 ▼役場西側駐車場:午前9時30分～10時30分 ▼保健福祉センター:午前11時～11時30分 ▼すぱーく中山駐車場(総合体育館南側室内ゲートボール場):午後1時～1時30分
- 接種費用 3200円(新しく犬を飼い始めた方は、新規登録料として別途3000円が必要です)

勤労文化センター 鍵の貸出方法が変わります

4月1日より、勤労文化センターの鍵は中央公民館で管理します。利用される方は中央公民館で鍵を受領し、使用後に返却してください。
貸出・返却受付時間:午前8時50分～午後10時

※お問い合わせ先
教育課生涯学習G ☎662-2235

●持ち物 案内ハガキ(犬の登録をしている方に4月上旬に送付します)

※犬が暴れた場合におさえられる方がお越しくください。当日会場で接種が受けられない方は、6月末までに動物病院で必ず予防接種を受けてください。狂犬病予防接種は、すべて1頭1針で行っており、複数の犬に同じ針を使用することはありません。

●その他 ▼犬が死亡したときや飼主が変わったときは、役場に届出が必要で、犬がいなくなったら必ず村山保健所(☎627・1187)に連絡してください。また、万が一の場合に備え、鑑札は必ず首輪に着けるようにしましょう。

福祉灯油購入費の申請 期限がせまっています

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G

☎662・2673

町民税非課税世帯への生活支援策として、冬期間の灯油購入費を助成します。対象と思われる世帯には町から申請書を郵送しておりますが、届いていない場合でも該当すると思われる方はご連絡ください(詳細は2月1日号お知らせ版をご覧ください)。

◆申請締切 3月18日(金)

「身体障がい者自動車福祉給油券」・「福祉タクシー利用券」 交付のお知らせ

心身に障がいをお持ちの方の積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるため、福祉給油券および福祉タクシー利用券を交付します。交付はいずれか一方となります。

	福祉給油券	福祉タクシー利用券
対象者	次の各要件に該当する方 I. 町内に住所があり、実際に住所地で生活している方 II. 下記のいずれかを所持している方(②のみに該当する方は、福祉タクシー利用券のみ申請できます) ①身体障害者手帳所持者 視覚障害:1~4級 聴覚障害:2・3級 上肢:1~4級 下肢:1~5級 体幹:1・2・3・5級 内部障害:1・3・4級 ②療育手帳所持者でAランクの方 ③精神障害者保健福祉手帳所持者で1~3級の方 III. 福祉給油券については、対象者本人が運転可能で、自動車検査証の「所有者」「使用者」本人名義の車がある方	
申請日時・場所	●3月29日(火)午前9時～正午…役場103会議室 ●3月30日(水)午前9時～正午…保健福祉センター検診ホール ※4月1日以降も次の窓口で申請できます。 福祉給油券…保健福祉センター 福祉タクシー利用券…役場総合窓口または保健福祉センター	
持ち物	印かん、運転免許証、車検証、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳	印鑑、上記の手帳

※お問い合わせ先 **健康福祉課福祉G** ☎662-2673